学校保健安全法による出席停止について(お知らせ)

お子様が学校感染症に罹患したとの連絡を受けました。学校保健安全法第19条の規定より、出席停止となります。なお、この期間は欠席扱いにはなりません。

他の児童への感染を防ぐため、また病気の悪化を防ぐために、医師の登校許可が出るまでゆっくり休養させてください。なお、学校保健安全法では出席停止の期間が次のように定められています。

	Г,.	
種別	病名	出席停止期間
第	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南	治癒するまで
_	米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフ	
種	│ テリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、重症急性呼吸器症候 │ 群(SARS)鳥インフルエンザ(H5N1 に限る)	
悝		
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤によ
		る治療完了まで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し,かつ,解熱した後2日を経過
	(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過
		するまで
第	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
_	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好にな
_		るまで
種	風しん	全ての発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがない
		と認めるまで
第	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがない
	 染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結	と認めるまで
種	膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

◇ 学校に登校するときは、<u>担当医に次の証明を記入</u>していただいて、登校許可が出たところで忘れずに持ってきてください。

			Œ	明		書				
1.	児童 学年組 氏名	北杜市立			· <i>F</i> 7					
١.	元里 于 <u>中</u> 祖 以石 		年	組:氏	:名					
2.	診 断 名									
3.	出席停止期間	令和	年	月	□ ~	令和	年	月	В	
4.	登 校 日	令和	年	月	日から	登校して	も差しま	をえがな	いえ	
5.	医療機関名	令和	年	月						
	医師名									E D

[※]インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く) と新型コロナウイルス感染症に限っては、この証明書ではなく それぞれ保護者に記入して提出していただく「再登校報告書」になります。用紙は学校にもありますが、HP からダウンロードもできます。